

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家職員の勤務時間に関する規程

平成20年 4月 1日制定
平成21年 4月 1日制定
平成27年 4月 1日改正

(趣 旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家(以下「交流の家」という。)に勤務する職員の勤務時間、週休日及び休日等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員勤務時間、休暇等規程(平成18年独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-5号)(以下「勤務時間等規程」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるものとする。

(勤務時間の割り振り)

第2条 勤務時間の割り振り、週休、代休の指定及び宿直の命令(以下「勤務時間等の割り振り」という。)は、勤務時間等規程第3条の理事長が別に定める日を起算日とした4週間ごと(以下「割振単位」という。)に行うものとする。

(勤務時間等の割振の通知)

第3条 前条に規定する勤務時間等の割り振りは、直近の割振単位の最初の日の1週間までに職員へ通知するものとする。

(勤務時間等)

第4条 宿直勤務を命ぜられた職員の、宿直勤務を命ぜられた翌日の始業及び終業時刻は、勤務時間等規程第4条第2項の規定に基づき、次のとおり変更するものとする。

- (1) 始業 午前6時00分
- (2) 終業 午後2時45分

(休憩時間)

第5条 利用者等の対応等に従事する職員については、勤務時間等規程第6条第3項の規定に基づき、休憩時間を次に定める何れかの時間に変更できるものとする。

- (1) 午前11時00分から午後0時
- (2) 午後1時から午後2時00分

(半日単位の年次有給休暇)

第6条 第4条又は第5条の規定に基づく、勤務時間又は休憩時間の変更をした職員の変更した日における半日単位の年次有給休暇の届出については、変更した日における当該職員の始業又は終業時刻に引き続く4時間の勤務時間をもって半日として取り扱う。

(非常勤職員への準用)

第7条 本基準は、交流の家に勤務する非常勤職員について準用する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。